

# 社会教育主事講習の在り方や 社会教育人材のニーズに応じた学習機会の拡大

令和5年7月3日(月)



文部科学省

## 【第1回部会での議論】

- 社会教育人材の養成や活躍促進に関する基本的な方向性
  - ・ 社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割
  - ・ 社会教育主事と社会教育士の役割や活動

## 【第2回部会での議論】

- 社会教育主事講習実施機関へのヒアリング
  - ・ 北海道立生涯学習センター(全科目オンラインによる講習)
  - ・ 愛知教育大学(対面とオンラインの併用による講習)
  - ・ 大東文化大学(カリキュラム等を工夫した講習)
  - ・ 島根大学(夜間休日を活用した講習)

## 【今回御議論いただきたいこと】

- 社会教育人材の資質・能力の更なる向上
  - ・ 社会教育人材に必要な資質・能力を踏まえた講習内容の在り方
- 社会教育人材のニーズに応じた学習機会の拡大
  - ・ 社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備
  - ・ 大学の特色を生かした講習の更なる推進
  - ・ 受講者の負担軽減に向けた取組の推進

# 1. 現状・課題



# 社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	<p>(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。</p> <p>(社会教育法第9条の3) 社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。</p> <p>学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。</p> <p>(社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。</p>
業務・活動内容	<p>教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体を実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。</p>	<p>公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、社会教育士としての専門性を活かした取組が行われている。</p>
人数	<p>1,451人 ※市町村における配置率36.1% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)</p>	<p>4,526人(令和4年度時点 出典:文科省調査)</p>
期待される役割	<p>【現在】 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。</p> <p>【今後】 上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、地域課題解決に向けた取組全体をけん引する極めて重要な役割を担うことが期待される。</p> <p>さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活発化する役割も担う。</p>	<p>【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。</p> <p>【今後】 地域における様々な課題解決の活動等に取り組む多様な人材による社会教育士の称号の取得をより促進するとともに、社会教育主事や他の社会教育士とのネットワークを構築することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。</p>
求められる能力・知見	<p>①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力</p> <p>行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)</p>	<p>(それぞれの活躍の場において必要な専門的知見)</p>

多様な分野と社会教育(行政)をつなぐ  
地域全体の学びのオーガナイザー

社会教育の専門性をつながりを  
各分野で活かす学びのオーガナイザー

# 社会教育士の称号の取得・社会教育主事への任用の流れについて

大学に入学

社会教育主事講習の受講資格を満たす

- ①大学に2年以上在学し、62単位以上修得
- ②教育職員の普通免許状を所有
- ③2年以上社会教育主事補等の職にある 等
- ④4年以上学校で教諭や事務職員の職にある 等
- ⑤文部科学大臣が①～④と同等以上の資格を有すると認める者

令和元年度以前に  
社会教育主事講習又は  
社会教育主事養成課程を修了

社会教育主事養成課程  
(6科目24単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(4単位)
- ・生涯学習支援論(4単位)
- ・社会教育経営論(4単位)
- ・社会教育特講(8単位)
- ・社会教育実習(1単位)
- ・社会教育演習・社会教育実習・  
社会教育課題研究のうち1科目  
以上(3単位)

社会教育主事講習  
(資格付与講習・4科目8単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(2単位)
- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)
- ・社会教育演習(2単位)

社会教育主事講習  
(一部科目指定講習・  
2科目4単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)

社会教育士(養成課程)の称号を取得

社会教育士(講習)の称号を取得

大学に二年以上在学し、  
62単位以上修得  
+  
勤務経験(A)1年以上

大学に二年以上在学し、  
62単位以上修得  
+  
勤務経験(A)3年以上

教育職員の普通免許状  
+  
勤務経験(B)5年以上

これらに相当する教養と  
経験があると都道府県  
教育委員会が認定

教育委員会からの発令により社会教育主事となる

勤務経験(A):社会教育主事補、司書、学芸員、その他文部科学大臣が指定する職や業務にあった期間  
勤務経験(B):学校等の学長、校長、副校長、副学長、学部長、教授、教諭、事務職員 等

# 社会教育主事講習で取り扱う内容



文部科学省

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習の理念と施策</li> <li>・社会教育の意義と展開</li> <li>・社会教育に関する法令</li> <li>・社会教育主事・社会教育指導者の役割</li> <li>・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等</li> </ul>
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援に関する教育理論</li> <li>・効果的な学習支援方法</li> <li>・学習プログラムの編成</li> <li>・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等</li> </ul>
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育行政と地域活性化</li> <li>・社会教育行政の経営戦略</li> <li>・学習課題の把握と広報戦略</li> <li>・社会教育における地域人材の育成</li> <li>・学習成果の評価と活用の実際</li> <li>・社会教育を推進する地域ネットワークの形成</li> <li>・社会教育施設の経営戦略 等</li> </ul>
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育に関する実践演習</li> <li>・社会教育に関する現場体験 等</li> </ul>
合 計 8単位		

# 社会教育主事講習の実施概要（資格付与講習）

令和5年度講習実施機関(文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施)

## ①資格付与講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習)を開講

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯 (※1)	実施方法(※2)			定員
					①	②	③	
1	北海道立生涯学習推進センター	【A】 7月6日～9月1日	平日	日中	○			95人
		【B】 10月28日～1月28日	土日	日中	○			95人
2	秋田大学	7月24日～8月18日	平日	日中	○		○	50人
3	東北大学	6月13日～8月8日	平日	日中	○		○	80人
4	宇都宮大学	7月24日～8月18日	平日	日中	○		○	80人
5	新潟大学	7月26日～8月21日	平日	日中	○		○	60人
6	福井大学	7月15日～10月23日	平日/土日	日中	○		○	80人
7	静岡大学	7月25日～8月19日	平日	日中	○		○	40人
8	滋賀大学	7月15日～8月23日	平日	日中		○	○	50人
9	岡山大学	7月24日～8月10日	平日	日中	○		○	100人
10	広島大学	7月24日～8月21日	平日	日中	○		○	40人
11	島根大学	7月15日～1月21日	(1)平日 (2)土日	(1)夜間 (2)日中	○	○	○	50人
12	香川大学	7月31日～8月25日	平日	日中		○	○	30人
13	九州大学	7月21日～8月12日	平日	日中		○	○	80人
14	熊本大学	7月17日～8月9日	平日	日中		○	○	40人
15	国立教育政策研究所	【A】 7月11日～8月30日	平日	日中	○	○		80人
		【A】 7月11日～8月30日	平日	日中		○	○	
		【B】 1月12日～2月16日	調整中					

※1 日中:9:00～18:00、夜間:19:30～21:10

※2 ①オンライン、②オンデマンド、③対面(複数の記載がある場合は、組み合わせて実施)

# 社会教育主事講習の実施概要（一部科目指定講習）

令和5年度講習実施機関(文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施)

## ②一部科目指定講習

省令改正前に講習を修了した者等を主な対象として、新2科目(生涯学習支援論・社会教育経営論)のみを開講

	機関名	期間	主な曜日 (※1)	主な時間帯	実施方法(※1)			定員
					①	②	③	
1	北海道立生涯学習 推進センター	7月20日～8月8日	平日	日中	○			25人
		11月18日～1月6日	土日	日中	○			25人
2	北海学園大学	10月21日～12月3日	土日	日中	○		○	25人
3	宇都宮大学	7月15日～7月29日	土日	日中			○	20人
4	大東文化大学	10月5日～1月18日	平日	夜間	○		○	30人
5	福井大学	7月25日～8月7日	平日	日中	○		○	20人
6	滋賀大学	7月15日～8月17日	平日	日中		○	○	20人
7	岡山大学	7月28日～8月9日	平日	日中	○		○	20人
8	九州大学	7月22日～8月12日	平日	日中	○		○	40人
9	熊本大学	8月10日～9月24日	平日	日中		○	○	20人
10	放送大学	9月1日～12月2日	オンラインを日曜日に1回実施 その他は、オンデマンド		○	○		50人



# 社会教育主事講習の受講者数

社会教育主事講習の申込者数が多く、希望する全ての申込者が受け入れられていない。また、講習実施機関と受講希望者間でのミスマッチがおきている。

## (資格付与)

	定員数	申込者数	受講者数
令和3年度	1,132人	1,590人	1,305人
令和4年度	1,526人	1,728人	1,482人

**(一部科目指定)** 令和元年度以前に社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了している者を対象とした、2科目4単位の社会教育主事講習

	定員数	申込者数	受講者数
令和3年度	250人	292人	282人
令和4年度	315人	398人	294人

- ①オンラインを活用するなどして定員数を増やしている実施機関がある一方で申込者数も増えていることにより、すべての受講者が受け入れられていない。
- ②特に、人口が多い関東地域で実施される機関での申込が増えている。
- ③オンデマンド研修を取り入れている実施団体など受講者のニーズや特色ある取組を行っている機関に申込者数が集まる傾向がある。

## 1. 背景

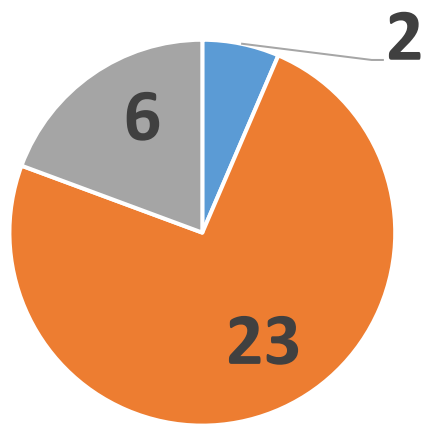
「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」において、新たに社会教育主事講習の受講を希望する者のニーズに対応して十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要がある」とされており、一層のデジタル化を推進する必要がある。

そのため、デジタル完結に向けた検討を行うため、社会教育主事講習等実施機関に対してアンケート調査を実施。

期間：令和4年12月実施

アンケート依頼先：社会教育主事講習（一部科目指定を含む）を実施した機関（32機関中31機関から回答）（国の機関を除く）

## 2. 調査結果



- 全講義をオンライン化
- 一部講義をオンライン化
- オンラインで実施をしていない

（単位：機関）

### ●意見

・全国的に共通して開講する講義についてはオンデマンド配信とするとともに、演習など各大学で特色がある部分については、各大学にて実施するなどすみ分けをしてはどうか。

・オンライン等を用いた社会教育実践が活発化することは賛成であるが、つながりの形成を主とする社会教育主事講習のすべてをオンライン化するのは困難であり、社会教育の特性からみても対面での相互学習は不可欠。

・受講者の負担軽減を考えると、オンラインの導入は賛成であり、コーディネート能力・プレゼンテーション能力・ファシリテーション能力の養成も含め、全科目をオンラインで実施することは可能。

## デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(デジタル行政臨時調査会(令和4年6月3日))

デジタル行政臨時調査会において、代表的なアナログ規制を7項目上げた上でその7項目のうちの一つとして対面講習についてデジタル化を推進するよう指示。

遠方に居住する場合であっても来訪が求められていたが、見直しにより、どこでも受講できるようになることで利便性が向上される。

## 今後の生涯学習・社会教育の振興方策(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会文部科学省報告資料)

### ○デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の内容の見直し

・社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の講義内容にデジタル技術の進展を反映する。

### ○社会教育主事講習・司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習のオンライン化の推進

・社会教育主事講習、司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促す。



## 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程におけるデジタル化の進展を踏まえた対応について (令和5年3月31日文部科学省総合教育政策局地域学習推進課通知)

文部科学省より、社会教育主事講習実施機関(過去に実施した機関も含む)に対して、以下の2点についてデジタル化の進展を踏まえた対応の通知を令和4年度末に発出。

### 1. 社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程で取り扱う内容へのデジタル技術の進展の反映について

社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、いずれかの科目において、デジタル技術の進展を反映した社会教育の意義と展開、デジタル技術を活用した効果的な学習支援方法やネットワーク形成等についての内容を令和6年度から取り扱うこと。

### 2. 社会教育主事講習の受講や受講手続きのオンライン化について

社会教育主事講習の受講を希望する者のニーズに対応して十分な講習を行うことができるようオンラインを活用した講習の実施などの取組を進めていく必要があることから、社会教育主事講習実施機関においては、受講者のニーズや科目の目的、特性等も踏まえながら、講習実施機関の実施に応じ、オンラインの活用をご検討いただくこと。

# 特色のある社会教育主事講習（好事例①）

## オンラインを活用した講座の事例（北海道）

### 【目的】

- ・北海道内における、社会教育主事の配置促進
- ・社会教育行政についての知見がある社会教育士が、行政内部だけでなく社会の様々な領域にいる  
→地域づくりや福祉などを、教育部門との連携によって、自治的に進めることができる、よき社会の実現



### 【特徴】

- ①全科目のオンライン実施
- ②「社会教育演習」における専門的な分野に特化した学び



## 「全科目オンラインによる 社会教育主事講習の実施」

### <受講生のコメント>

- ・遠方に住んでいるため、会場に行くことは難しい。オンライン実施だったため、旅費がかからず、手軽に参加することができた。
- ・様々な方が参加しており、地域の枠を超えて交流することができた。

## 夜間休日を活用した講座の事例（島根大学）

### 【目的】

- ・全国からの受講者が学びあう環境をつくることで山陰地域の受講者に日常とは異なる学びの場をもたらすこと
- ・主事発令を想定しない者を含む多様な受講者の越境的な学びの場をつくること



### 【特徴】

- ①学校と地域の協働に重点化したカリキュラム
- ②オンラインを活用した対話的、協働的、探究的な学び
- ③現役実践者と大学教員による実践地と学習知の融合
- ④現場での実践に伴奏する演習ゼミ



## 「夜間・休日でのオンラインによる 社会教育主事講習の実施」

### <受講生のコメント>

- ・業務時間外の受講のため、仕事・育児との両立がしやすい。
- ・仕事にはほぼ影響なく受講できた。職場の理解や協力にもつながった。

# 特色のある社会教育主事講習（好事例②）

## 対面とオンラインの併用をしている事例 （愛知教育大学）

### 【目的】

- ・フィールドワークを4日間実施することにより、日常的に役立つ実践を中心に学ぶ
- ・社会教育主事講習（現在4年に1度）と社会教育主事養成課程（毎年）を実施



### 【コースの特徴】

- ①社会教育主事講習は対面とオンラインの併用による実施
- ②社会教育主事講習と養成課程を実施することにより、学生・現職者・実践者の学びの場が提供され、地域における学びの循環が可能



- ・対面とオンラインの併用による講習の実施
- ・講習、養成課程実施による学びの場の質向上

### <受講生のコメント>

- ・遠方からの参加者にとっては、講習への参加負担が一定程度軽減。
- ・フィールドワークや対面授業時の雑談を通じて、受講生同士や受講生と講師が交流を深めることが可能。

## カリキュラム等工夫して講習を実施している事例 （大東文化大学）

### 【目的】

- ・先進的な事例を通して、身近な社会的問題（貧困、格差問題等）に焦点をあて社会教育を中心に社会学や地域福祉・家族福祉についても学ぶ。
- ・オンライン開講とスクーリングを組み合わせることで受講しやすい環境とする。

### 【コースの特徴】

- ①スクーリングを通して、実際の現場から学ぶ場とし、第一線での実践者にて講義を実施
- ②オンライン&オンデマンド受講と平日・夜間を中心に開講
- ③「大東社会教育士会」による終了後の学びのサポートを実施

- ・スクーリングとオンライン&オンデマンドを活用して、受講生に魅力的な講習を実施

### <受講生のコメント>

- ・工夫を凝らした講義内容で深い学びができた。
- ・働いている身からするとオンラインで受講できる環境は非常にありがたかった。
- ・身近な問題が全て社会教育なんだということが理解できた。

子どもの体験活動(子ども会活動等)を通じて、地域活動を活性化させるための要望書(公益社団法人全国子ども会連合会(令和5年2月1日))

## 2. 子ども会育成者や関係者の、社会教育人材としての認定・活用について

子ども会活動を支えている『育成者』と『指導者』は、一部は社会教育主事や教員などが地域の人として育成者や指導者として参画していますが、多くは別に職業をもちながら活動をしています。

本会の活動を通じて社会教育の奥深さや、生涯学習の必要性に気づき、本会活動はもとより、地域におけるリーダーとして長年活動を継続している者が多くいます。

これら子ども会育成者や関係者を、社会教育人材としての認定・活用するためにも、職を持ちながら本会活動や地域活動に尽力している者の実情に配慮し、ICTの活用やWEB講座等、社会教育士資格を取得するための環境の拡充をお願いします。

## 一般財団法人社会通信教育協会への事務局ヒアリングの概要(令和5年6月7日)

### ○生涯学習コーディネーター資格保有者の社会教育主事講習受講について

- ・ 生涯学習コーディネーターの受講者の中には、社会教育・生涯学習・まちづくりに関係する仕事をしている、地域学校協働活動推進員に委嘱されている、放課後児童クラブを支援している、地域での社会貢献活動・福祉活動、民間企業での社会貢献活動に取り組んでいるなど、熱心に社会教育活動に取り組んでいる方が多い。
- ・ その上で、生涯学習コーディネーターの資格取得のための講習は、社会教育主事講習の内容と重なる内容も多く、社会教育主事講習との連携によって、社会教育の裾野の拡大に寄与するのではないかと考えている。

# 生涯学習コーディネーターの概要

コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与すること目的に養成。

## ■概要

「生涯学習コーディネーター」は、一般財団法人社会通信教育協会が認定する民間資格。

## ■経過と趣旨

近年、生涯学習領域でのコーディネーターの配置の必要性が高まるなか、平成21年6月に本格的なコーディネーター養成・研修として「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」を開講。さらに生涯学習コーディネーターとして多様な地域課題に応えるため、平成25年12月に「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を開講。生涯学習支援実践講座修了者の学習の成果を評価認定し、生涯学習社会の実現に寄与。

## ■対象者

同協会が主催する一般財団法人社会通信教育協会主催「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修」、「生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター新支援技法研修」を修了  
→申請した後、審査を経て認定を受けた者(R5.3.31時点で5,041人)

## ■資格名称・課程

・生涯学習上級コーディネーター

→生涯コーディネーター研修及び生涯学習コーディネーター新支援技法研修を修了

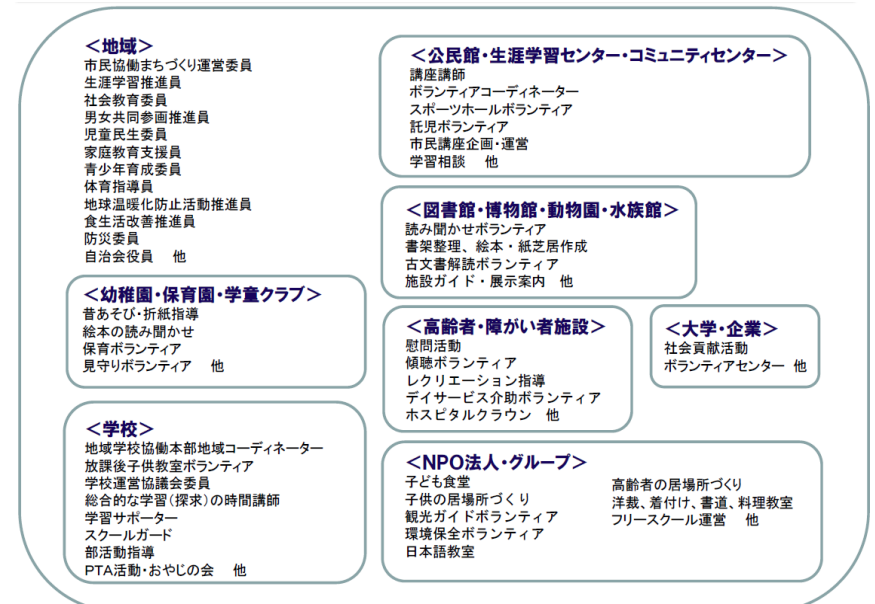
・生涯学習コーディネーター

→生涯学習コーディネーター研修若しくは生涯学習新支援技法研修を修了

## ■人材情報提供

資格取得者の人材情報を市区町村(生涯学習担当セクション)へ送付。

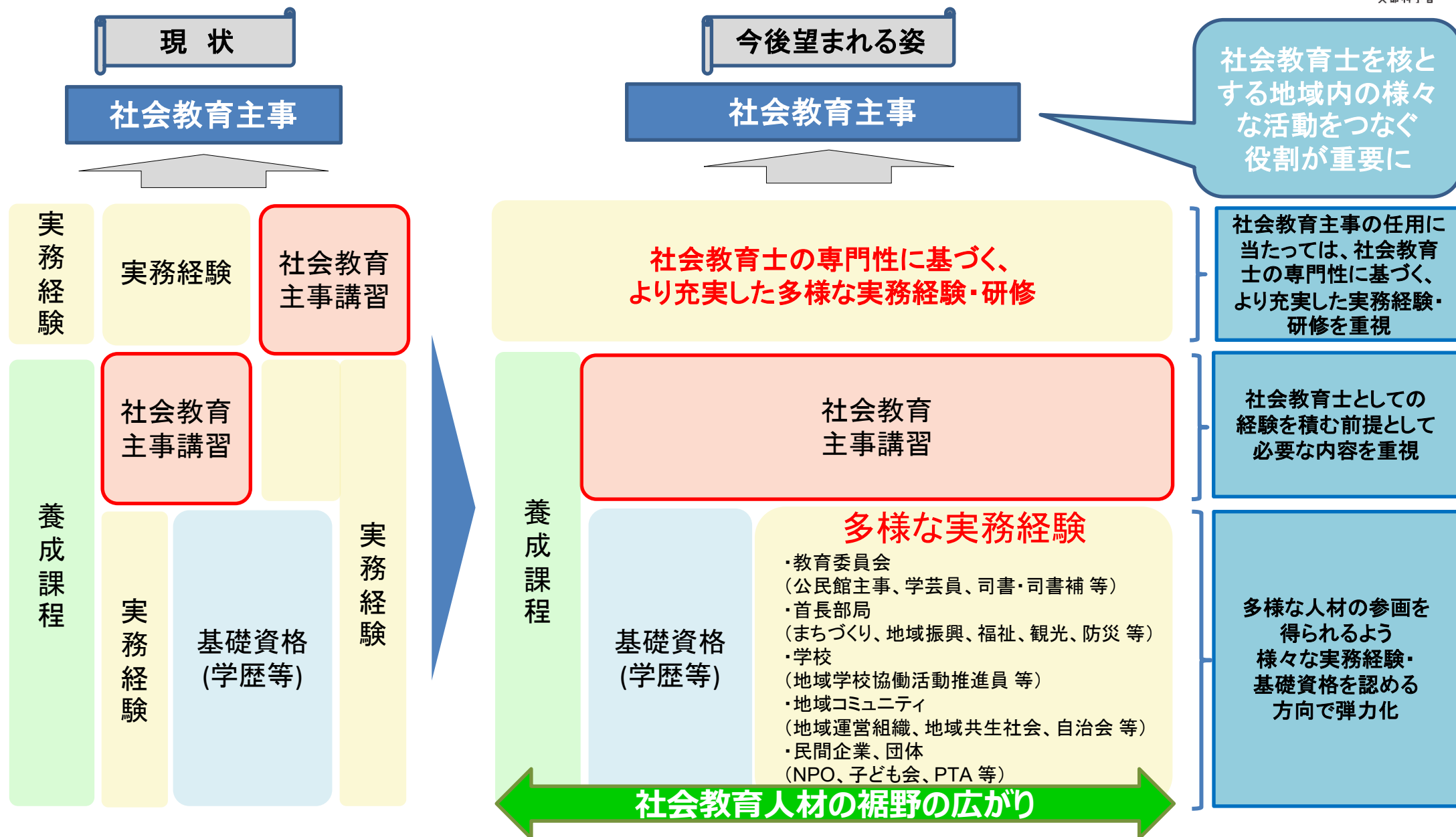
### 主な活動場所・内容



## 2. 今後の方向性・具体的方策



# 社会教育主事への任用までのキャリアパスと今後の方向性



※ 社会教育主事の任用に当たっては、社会教育士としての実務経験を重視することを理想としつつ、社会教育主事講習を受講するまでの実務経験等も考慮する必要があることから、具体的な任用については各自治体が地域の実情等に応じて判断する。

※ 社会教育主事の任用に当たっては、地域における社会教育活動の実務経験に加え、社会教育主事として求められる行政職員としての知識・能力に関する研修も重要となる。

## 1. 背景

- ・社会教育主事及び社会教育士ともに、コーディネート能力、プレゼンテーション能力、ファシリテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力が求められる。
- ・社会教育主事には、行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）が必要であり、社会教育士には、それぞれの活躍の場における専門的知見が必要であるが、社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現に向けては、社会教育主事及び社会教育士の連携が重要であり、社会教育士・社会教育主事で相互にそれぞれに必要な知見を得ることが必要。
- ・これらに加え、社会教育人材は、昨今のデジタル化の進展など、引き続き社会の進展を踏まえた知見のアップデートが重要。

## 2. 方向性

### 社会教育主事講習における科目の質の更なる向上

（具体的方策）

- ・社会教育主事講習については、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に関する施行通知（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）で定める内容に基づき、その具体的な内容は各講習実施機関で定めているところ、今後の社会教育人材のキャリアパスの方向性や、社会教育の裾野が広がりによる首長部局や民間企業等からの受講希望者の増加も踏まえながら、**各講習実施機関における多様な講習の展開を促す**。
- ・このため、講習の質を更に向上させるため、**文部科学省と講習実施機関とで意見交換を図りながら、社会教育人材のネットワークの活用も視野に入れ、各講習実施機関の特色や工夫を共有する仕組みを構築**する。
- ・その上で、社会教育主事講習及び養成課程でデジタル化の進展に関する内容を取り扱うよう通知したところであるが、**各講習実施機関の取組も踏まえ、今後も必要に応じ、社会教育の裾野の広がりも踏まえつつ、公民館等の社会教育施設を積極的に活用しながら、子供・若者に目を向けた施策の展開が図られるよう、各省庁と連携した地域コミュニティ施策、PTA、子ども会、自治会等の地域と学校の連携・協働や生涯学習の推進など、社会の進展を踏まえた社会教育主事講習の内容の改善に向けた検討を行う**こととする。

（期待される効果）

- ・各講習実施機関の特色や工夫の共有による、各講習実施機関の**講習内容の質の向上**
- ・社会教育主事講習の必要に応じた内容の改善
- ・上記による社会教育主事や社会教育士の資質・能力の向上

## 1. 背景

### ① 受講定員：定員の都合で教育委員会の職員以外の受講が制限される場合がある

- ・令和2年度以降、講習の受講希望者が定員を上回る状況が続いている。講習実施機関は定員増加に取り組むとともに、定員以上に受講者を受け入れるなど、なるべく多くの者が受講できるよう取り組んでいるが、受講できない者が生じている。
- ・令和2年度から開設している一部科目指定講習では、既に多様な大学が特色のある講習を開設しており、多数の受講生が社会教育士の称号を取得している。

### ② 受講期間：社会教育主事講習の多くが平日・昼間・対面で実施

- ・多くの講習が平日の昼間に対面で実施されているため、時間的な負担が大きく、業務への支障が指摘されている。教育委員会の職員であってもハードルが高く、業務との兼ね合いで社会教育主事講習の受講が難しい場合がある。
- ・団体や民間企業の職員の場合は、ハードルはさらに高い。

### ③ 受講要件：これまでの経験・知見が講習の受講や社会教育士の称号取得に反映されにくい

- ・講習の受講要件について、PTAや子ども会、青少年団体等の社会教育関係団体等における社会教育の実務経験の取扱いや海外大学の卒業者の取扱いの明確化が不十分である。
- ・これまでの社会教育に関する実務経験や民間資格（生涯学習コーディネーター等）の取得を、講習で評価してほしいとの声がある。
- ・過去に社会教育主事の資格を取得した方が、社会教育士の称号を取得する場合、一部科目指定講習を受講しなければならないが、社会教育主事としての経験等を踏まえ、講習を受講せずに、社会教育士の称号を取得できるようにしてほしいという声がある。

## 2. 方向性

### ①②一部科目指定講習の仕組みを全科目に広げることによる、特色ある講習の開設促進

(具体的方策)

- 現在、一部科目指定講習では、2科目（生涯学習支援論、社会教育経営論）が委嘱の対象となっているが、全4科目までを委嘱の対象とし、**大学等の判断によって、1科目から4科目までの開講も可能とする。**
- 新たな機関への委嘱にあたっては、大学等の判断によって、講習のオンライン化や夜間・休日中心の講座の開講など**受講しやすい環境整備の促進に配慮**する。（例えば、オンライン科目の受講時間や受講期間の柔軟化など、受講者がいつでも受講できるような講習の設置を促す。）
- 受講者の負担軽減に向け、**複数年に分ける分割履修に向けた体制整備や、複数大学間で連携・協力した講習実施を促進**する。
- 上記のような大学等の創意工夫を生かした多様な講習の展開が経費面においても可能となるように、**国の予算を受けない講習については、現在の一部科目指定講習と同様に、受講料の徴収ができるような運用を可能とする。**
- 社会教育主事講習の新規開設には一定の初期投資が必要との意見も踏まえ、**委嘱の期間については、国の予算を受けない講習については、最大で5年間とする。**
  - ※ 司書・司書補の講習や司書教諭講習についても、受講しやすい環境の整備が重要であることから、社会教育主事講習と同様、国の予算を受けない講習については、委嘱期間を最大で5年間とする。

(期待される効果)

- 新たな大学等の講習開設による**定員の増加**
- 大学等の**特色を生かした講習の開設**（講習内容の多様化、オンラインや夜間・休日の講座の開設促進）

## ③- 1 社会教育に関する経験・知見に関する受講要件の明確化や周知

(具体的方策)

○受講要件への反映

・PTAや子ども会、青少年団体等の社会教育関係団体等で一定の社会教育に関する実務経験を有する者や、海外大学の卒業生における、**受講資格について通知等で明確化**する。

・**社会教育に関する実務経験については、ボランティアとして参画されている方が多く、活動日数や活動時間も様々であることから、その取扱いについて、更なる明確化を図る。**また、実務経験の示し方についても、受講者・講習実施機関の双方で記載・確認の負担が軽減するよう、参考様式の作成等を検討する。

○生涯学習コーディネーターをはじめとした民間資格における科目代替

・受講者の負担軽減の観点から、生涯学習・社会教育に関する生涯学習コーディネーターをはじめとした**民間資格について、社会教育主事講習の各科目の目的や内容との共通性等を勘案し、一定の基準を満たしたものと文部科学省が認めた資格の取得者については、講習実施機関において社会教育主事講習の該当科目の単位認定を行うことができることとする。**

(期待される効果)

- ・PTAや子ども会等での**社会教育の実務経験者の講習受講の促進**
- ・これまでの社会教育の実務経験が評価されることによる**受講者の負担軽減**
- ・これまでの社会教育の実務経験を見つめ直し、アップデートする機会の提供
- ・**社会教育の実務経験者の社会教育士称号取得による更なる活躍の促進**

## ③- 2 社会教育士（旧課程）（仮称）の認定制度の創設

(具体的方策)

・**過去に社会教育主事の資格を取得した者のうち、社会教育主事としての勤務や社会教育団体での活動等の社会教育に関する活動実績が一定の条件を満たすと認められる者に対し、社会教育士の称号を付与の可能性を検討**する。

・称号の付与に関する具体的な基準については、社会教育主事講習の受講資格（2年以上社会教育主事補等の職にある者等）も踏まえながら、**更なる検討が必要**。

・また、実施に当たって必要となる体制の整備についても、更なる検討が必要。

(期待される効果)

- ・社会教育の実務経験者の社会教育士の称号取得による**更なる活躍の促進**

# 生涯学習コーディネーターをはじめとした民間資格における科目代替



## 【文部科学省が科目代替を認める基準（案）】

### ① 代替する科目と民間資格の目的や内容について

- ⇒ 科目代替を行う科目の目的と当該資格の目的等の整合性はあるか。
- ⇒ 科目代替を行う科目で取り扱う内容が当該資格で取り扱う内容に全て含まれているか。

### ② 学修量の担保について

- ⇒ 代替を行う科目の単位数に応じた学修量が担保されているか。
- ⇒ 具体的には、大学設置基準第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準第5条第1項第3号に定める基準を満たしているか。

### ③ 学修成果の評価について

- ⇒ 試験、論文、報告書その他による成績審査により、学習成果の評価が適切になされているか。

### ④ その他、資格認定の主体の健全性や運営の適正性に問題ないか。

## 社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）

（単位修得の認定）

第七条 単位修得の認定は、講習を行う大学その他の教育機関が試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

2 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者がすでに大学において第三条の規定により受講者が修得すべき科目に相当する科目の単位を修得している場合には、その単位修得をもつて同条の規定により受講者が修得すべき科目の単位を修得したものと認定することができる。

3 講習を行う大学その他の教育機関は、受講者が、文部科学大臣が別に定める学修で、第三条に規定する科目の履修に相当するものを行つている場合には、当該学修を当該科目の履修とみなし、当該科目の単位の認定をすることができる。

## 社会教育主事講習等規程第七条第三項に規定する学修を定める件（平成21年文部科学省告示第126号）

第一条 社会教育主事講習等規程（以下「規程」という。）第三条に規定する生涯学習概論に係る規程第七条第三項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

- 一 図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第一条に規定する図書館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 二 図書館法施行規則第五条に規定する司書の講習のうち生涯学習概論に係る学修
- 三 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第一条に規定する博物館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 四 博物館法施行規則第六条に規定する試験認定において合格を得た生涯学習概論に係る学修

第二条 前条に規定するもののほか、規程第三条に規定する科目に係る規程第七条第三項に規定する学修は、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

## 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（単位）

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

# 参考資料

社会教育主事講習を実施した機関(一部指定科目も含む)を対象に、講習実施における取組や課題(デジタル化の推進など)を各講習機関において情報共有を図る目的で意見交換会を実施。  
(期間:令和5年5月、対象者:社会教育主事講習実施31機関を対象に意見交換を実施。(※国立教育政策研究所はオブザーバーで参加))

## 1. 課題

社会教育主事講習の受講資格及び受講者の属性について

## 2. 主な意見

### 受講資格について

- 社会教育主事講習受講者の優先順位について、今後検討していく必要がある。
- 受講者の属性に変化が見られる中、社会教育主事講習規程に記載されている講習の受講資格者についてどのように優先順位をつけて、受講者を決定してよいか判断に迷うことがある。

### 受講者の属性について

- 現時点でも教育委員会に配属されている者が受講してきているが、以前と比べて少しずつ以下の傾向がみられる。
- 民間企業やNPOが受講しているケースが増えてきている。
- 公民館などの指定管理者が受講してきているケースもある。
- 資格獲得の目的のために受講しているケースがある。



## 1. 課題

社会教育主事講習で取り扱う内容へのデジタル技術の進展の反映や社会教育主事講習の受講  
・手続きのオンライン化の状況について

## 2. 主な意見

### 一部の科目にデジタル技術についての受講を盛り込むことについて

- 社会教育を教える講師がそもそも少なくなっている中において、デジタルに係る講義を教えられる人材もいない。
- 外部講師に依頼する場合にもカリキュラムを見直す必要があるが、主任講師の定年が近く、後を引き継げる者がいない。
- 現状として、概論・経営論はオンライン、支援論・演習は対面で実施することが多いが、やり方次第では支援論や演習もオンラインで実施することが可能となりうるのではないか。
- 講習実施機関と受講者のICT環境・スキルの向上がオンラインを進めるためには必要不可欠である。

### オンラインやオンデマンドで講習を実施した場合の評価・課題

- 社会教育主事講習は長く受講生を拘束する講習であるが、オンラインになることにより受講生が受けやすい環境ができていく。
- 一方で、受講環境がわからないため、受講生の学習の受講態度や習熟度に差があり、学習評価が難しい。
- 実地演習・現場体験を対面で実施することにより、受講生同士のネットワークや現場でしか味わえない雰囲気を経験することができ、資格が付与された後の活動に多いに役に立つ。
- 一部科目だけならば、一度社会教育主事の基本ができているのでオンラインでも実施の可能性は高い。
- 一部科目は、社会教育を学びなおしたいという強い意志をもって受講してきているので、対面の方が効果は高い。

### 受講手続きのオンライン化について

- 都道府県を通して受講希望者が上がってきているので、実施機関だけでは判断できない。
- 資格要件がある中では、どうしても単位認定など紙媒体で扱うものが必要であり、難しいのではないか。
- 申込の手続きはデジタル化しても手間が増えては困る。

## 1. 課題

社会教育主事講習の受講者のつながりについて  
社会教育主事講習修了者のキャリアパスについて

## 2. 主な意見

### 社会教育主事講習の受講者のつながりについて

- 社会教育主事講習を実施する際に前回受講していただいた者にも参加していただくことにより、自然発生的に社会教育主事のネットワークが形成されているケースもある。
- 自然発生的に社会教育主事講習受講者間でSNSなどを活用してつながっている。受講者間のつながりは重要であり、講師としても大変ありがたい活動でやりがいを感じる。
- 実施機関がきっかけとなって、社会教育士のネットワークを形成する取組を行っている。本取組を通じて、仕事を行う上で困難を抱えている案件などを共有することができる。
- 学びを深めたいという有資格者の思いから、研修会（月1回）・実践交流会・合宿などを実施している。

### 社会教育主事講習修了者のキャリアパスについて

- NPOなどで活躍している者もいれば、社会教育士を商売として働いている人も出てきている。
- 公民館・博物館の職員や地域学校協働活動推進員として活躍しているケースも少なくない。
- 修了者（大学生）に対して、キャリアガイダンスを実施している。

## 1. 課題

その他、社会教育主事講習実施にあたっての課題について

## 2. 主な意見

### 受講料について

- 大学の規程により定まっている。  
1科目：1万円～2万円がほとんどである。 ※実施機関の規則に基づいて金額を設定している。
- 受講者の負担を考え、受講料を設定している。

### 社会教育主事講習に関するご意見

- 講師の高齢化が進んでおり、大学として今後どうしていくのか問題となるケースがある。社会教育の重要性を語る上でも、地域における社会教育に携わる人材を増やしていただく必要がある。そのためには、大学にとって意義の高い社会教育主事講習とする必要があり、社会教育主事講習の意義について今一度検討してほしい。
- 社会教育の専門性について再確認する必要がある。大学の養成課程（学生）と講習（社会人）の段階で学ぶことにも違いがある。それぞれの段階で学びを深めることができるよう、また、学ぶ内容の質が担保できるよう考えていくことが大切である。

# 社会教育主事講習受講者の要件等に関する法令上の規定



## 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

## 社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

## 社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日文部省告示第一四八号）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基づき、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

- 一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。
  - 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であつて、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認めたる職
- 二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
  - 2 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
  - 5 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導